

## I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年5月27日現在

～2026年5月26日

2026年5月27日～

第1条～第9条（略）

（I P 通信網契約申込みの承諾）

第10条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P 通信網契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又はI P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P 通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) I P 通信網契約の申込みをした者が、第42条（利用に係るI P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

第1条～第9条（略）

（I P 通信網契約申込みの承諾）

第10条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P 通信網契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又はI P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P 通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) I P 通信網契約の申込みをした者が、第42条（利用に係るI P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) I P 通信網契約の申込みをした者が、第42条（利用に係るI P 通信網契約者の義務）第1項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。

<p>(6) I P通信網契約の申込みをした者が、別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき。</p> <p>(8) 前7号に規定するほか、別冊の契約申込みの承諾に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p>(9) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>	<p>(7) I P通信網契約の申込みをした者が、別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき。</p> <p>(9) 前8号に規定するほか、別冊の契約申込みの承諾に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p>(10) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>第11条～第12条（略）</p>	<p>第11条～第12条（略）</p>
<p>（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p>	<p>（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p>
<p>2 I P通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。</p> <p>ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 当社は、前項の規定によりI P通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p>	<p>3 当社は、前項の規定によりI P通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p>

<p>(1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 24 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項又は第 4 項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。</p> <p>(5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 42 条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p><u>(6)</u> I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記 6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p><u>(7)</u> 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。</p> <p><u>(8)</u> 前 <u>7</u> 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p><u>(9)</u> その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>	<p>(1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 24 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項又は第 4 項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。</p> <p>(5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 42 条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p><u>(6)</u> <u>I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 42 条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）第 1 項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。</u></p> <p><u>(7)</u> I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記 6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p><u>(8)</u> 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。</p> <p><u>(9)</u> 前 <u>8</u> 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p><u>(10)</u> その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>第 14 条～第 41 条（略）</p>	<p>第 14 条～第 41 条（略）</p>
<p>（利用に係る I P 通信網契約者の義務）</p> <p>第 42 条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (7)（略）</p>	<p>（利用に係る I P 通信網契約者の義務）</p> <p>第 42 条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (7)（略）</p>

<p>(8) I P通信網契約者(当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限ります。以下、本号において同じとします。)がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、<a href="#">電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)</a>の定めに基づき、I P通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を<a href="#">受け又は受けようとしていること</a>について当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</p>	<p>(8) I P通信網契約者(当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限ります。以下、本号において同じとします。)がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、<a href="#">電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)</a>の定めに基づき、I P通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び<a href="#">電気通信役務等を6か月以上継続して提供していること並びに</a>電気通信番号使用計画の認定を<a href="#">受けていること</a>について当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。<a href="#">この場合において、I P通信網契約者は当社に対しそれらの事実を当社が確認できる書面等を提示するものとします。</a></p>
<p>2 当社は、I P通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、I P通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第43条～第52条 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>2 当社は、I P通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、I P通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第43条～第52条 (略)</p> <p>別記 (略)</p>
	<p><a href="#">附 則(令和8年5月26日 C A S企第000400009186-01号)</a></p> <p><a href="#">この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</a></p>